

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

平成八年五月十日

規則第三十七号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則をここに公布する。
埼玉県消費者保護条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第四十八号）の**一部**を改正する。

（不当な取引行為）

第一条 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号。以下「条例」という。）第二十一条第一号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 商品又は役務の設置、利用等が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 二 自らを官公署若しくは公共的団体等の職員であると誤信させるような言動等を用いて、又は官公署若しくは公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 三 商品又は役務の内容又は取引条件が実際よりも著しく優良又は有利であると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 四 自らの氏名、住所、連絡先等について、明らかにせず、虚偽の内容を告げ、若しくは表示し、又は容易に認識できるよう表示せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 五 商品若しくは役務の取引（以下この号及び第十三号において「商品等の取引」という。）の意図を隠し、若しくは商品等の取引以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要性を有する事項について、虚偽の事実を告げ、若しくは表示し、誤信を招く情報を提供し、又は故意に事実を告げないで、若しくは表示しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 七 道路、駅等において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者に付きまとうことにより、その場で、又は営業所等に誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 八 前号に掲げるもののほか、威圧的な言動等を用いることにより、消費者を困惑させて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 九 消費者の意に反して、長時間にわたり、又は反復して、契約の締結を勧誘する行為
- 十 消費者の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に、消費者に電話をし、又は消費者を訪問して、契約の締結を勧誘する行為
- 十一 商品の購入資金等に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、執ように貸金業者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 十二 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康上の不安、老後の不安その他の生活上の不安を殊更にあおること等により、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、

契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十三 消費者が過去に関わった商品等の取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥れて、過去の不利益が回復できるかのように告げ、若しくは表示し、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止できるかのように告げ、若しくは表示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十四 商品の販売若しくは役務の提供（以下「商品の販売等」という。）をする目的で、検査その他の役務を無償又は著しく低い対価で提供することにより、消費者に心理的負担を負わせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十五 消費者を集め、主たる販売目的以外の商品を意図的に無償で配布すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十六 消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十七 高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十八 契約を締結するかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げて、当該契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十九 消費者の年齢、職業、収入等契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るよう消費者を唆して、契約の締結を勧誘する行為

二十 消費者に信用の供与（商品の販売等と一体をなすものに限る。）をするに際して、当該商品の販売等をする者の行為が前各号及び次条各号に掲げるいずれかの行為に該当することを知りながら、当該信用の供与をする契約を締結させる行為

一部改正〔平成一七年規則二八号・二五年二二号〕

第二条 条例第二十一条第二号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させる行為

二 消費者が契約の申込みの撤回、解除又は取消し（以下「契約の申込みの撤回等」という。）をする権利を不当に制限する内容の契約を締結させる行為

三 消費者がした意思表示と異なる内容の契約を締結させる行為

四 消費者が当面必要としない不当に過大な量の商品の販売等を内容とする契約を締結させる行為

五 消費者の事情の変更が容易に予想されるにもかかわらず、当該契約の履行期間又は当該契約の締結から当該契約の履行に着手するまでの期間が長期にわたる内容の契約を締結させる行為

六 当該契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させる行為

七 消費者の受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させる行為

一部改正〔平成二五年規則二二号〕

第三条 条例第二十一条第三号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 消費者及びその関係人（以下この号において「消費者等」という。）の意に反して、早朝、深夜、勤務中等に、消費者等に電話をし、又は消費者等を訪問して、契約に基づく債務の履行を強要する行為

- 二 正当な理由がないにもかかわらず、消費者に不利益となる情報を信用情報機関又は消費者の関係人に通知する旨の言動等を用いて、契約に基づく債務の履行を強要する行為
 - 三 消費者を欺き、又は威迫して、消費者に代わり、又は消費者に同行して、金融機関から預金の払戻し又は借入れを受けること等により、消費者に金銭を調達させて、契約に基づく債務を履行させる行為
 - 四 消費者に信用の供与（商品の販売等と一体をなすものに限る。）をする契約を締結した場合において、当該商品の販売等をする者に対して生じている事由をもってする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、当該契約に基づく債務の履行を強要する行為
 - 五 契約の成立について当事者間に争いがあるにもかかわらず、契約が成立したと一方的に主張して、代金を執ように請求し、又は強引に支払わせる行為
 - 六 前各号に掲げるもののほか、消費者を欺き、又は威迫して、契約に基づく債務の履行を強要する行為
 - 七 消費者の関係人を欺き、又は威迫して、契約に基づく債務の履行を強要する行為
 - 八 消費者からの契約に基づく債務の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、当該債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- 一部改正〔平成二五年規則二二号〕

第四条 条例第二十一条第四号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 契約の申込みの撤回等をするかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げる行為
 - 二 消費者のクーリング・オフ（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条第一項その他これに類する法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除をいう。以下この条において同じ。）の申出に際し、口頭によるクーリング・オフを認めるかのような発言をすることにより、クーリング・オフをすることができる期間を経過させて、クーリング・オフを妨げる行為
 - 三 消費者のクーリング・オフの申出に際し、法令上根拠のない手数料、送料等の支払を要求して、クーリング・オフを妨げる行為
 - 四 消費者を唆して、商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させることにより、クーリング・オフを妨げる行為
 - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回等の申出に際し、消費者を欺き、又は威迫して、契約の申込みの撤回等を妨げる行為
 - 六 消費者による契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、又は契約が無効であるにもかかわらず、これらの事由によって生ずる金銭の返還義務、原状回復義務等の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- 一部改正〔平成一三年規則七〇号・二一年一〇五号・二五年二二号〕

（訴訟援助の要件）

第五条 条例第二十八条第一項第四号の規則で定める要件は、県内に住所を有している者が提起する訴訟であることとする。

（貸付けの対象となる費用の範囲）

第六条 条例第二十八条の貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二章の規定により裁判所に納める費用
- 二 訴訟代理人に支払う手数料、謝金その他の費用

三 その他訴訟に要する費用で知事が特に貸付金の貸付けを必要と認めるもの
(貸付金の限度額等)

第七条 貸付金の限度額は、訴訟一件当たり、百万円とする。

2 貸付金は、無利子とする。
(貸付けの申請)

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、様式第一号の消費者訴訟資金貸付申請書に本人の住民票の写しその他知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
(貸付けの決定等)

第九条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、貸付金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
(貸付金の交付)

第十条 貸付金の貸付けの決定を受けた者は、様式第二号の消費者訴訟資金借用書を知事に提出して、貸付金の交付を受けるものとする。
(追加貸付け)

第十一条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、上訴その他やむを得ない理由により、当該貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加貸付けを申請することができる。この場合において、追加貸付けに係る貸付金の限度額は、第七条第一項に規定する額と既に貸付けを受けた貸付金の額との差額とする。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第三号の消費者訴訟資金追加貸付申請書に本人の住民票の写しその他知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 前二条の規定は、第一項の規定による申請があった場合に準用する。この場合において、これらの規定中「貸付け」とあるのは、「追加貸付け」と読み替えるものとする。

(貸付決定の取消し等)

第十二条 知事は、第九条（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の貸付けの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

一 正当な理由がなく、貸付金に係る訴訟（以下「訴訟」という。）を提起しないとき。

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けの決定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消した場合において、既に貸付金の全部又は一部を交付しているときは、期限を指定して、その全額を一括して返還させるものとする。

(貸付金の返還)

第十三条 借受者は、訴訟が終了した日から起算して六月を経過する日までに、貸付けを受けた貸付金の全額を一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第十四条 知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする借受者は、様式第四号の消費者訴訟資金返還猶予申請書に知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、貸付金の返還の猶予の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第十五条 条例第二十八条第二項の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、様式第五号の消費者訴訟資金返還債務免除申請書に知事が特に必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第十六条 借受者は、正当な理由がなく返還期限までに貸付金を返還しなかったときは、当該返還期限の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき、年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、当該延滞利息の額が百円に満たないときは、この限りでない。

(届出事項)

第十七条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 訴訟を提起したとき。
- 二 訴訟が終了したとき。
- 三 訴訟について、請求の趣旨を変更したとき。
- 四 訴訟代理人に変更があったとき。
- 五 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があったとき。

2 借受者の相続人は、速やかに、借受者が死亡した旨を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第十八条 知事は、借受者に対し、訴訟の進ちょく状況、貸付金の使用状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(知事に対する申出)

第十九条 条例第三十六条の規定により知事に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名及び住所
- 二 申出の趣旨及び求める措置の内容
- 三 その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

(身分証明書)

第二十条 条例第三十七条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第六号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成八年五月三十日から施行する。

附 則 (平成十三年六月一日規則第七十号)

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日規則第二十八号)

この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成二十一年十一月二十七日規則第百五号)

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十二号）

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第三十四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第 1 号

（第 8 条関係）

一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第 2 号

（第10条関係）

一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第 3 号

（第11条関係）

一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第 4 号

（第14条関係）

一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第 5 号

（第15条関係）

一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第 6 号

（第20条関係）

一部改正〔平成17年規則28号〕

一部改正〔平成28年規則34号〕